

もとす広域連合

わっから

第87号

令和3年
12月1日発行

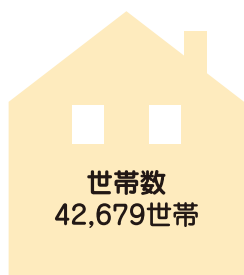
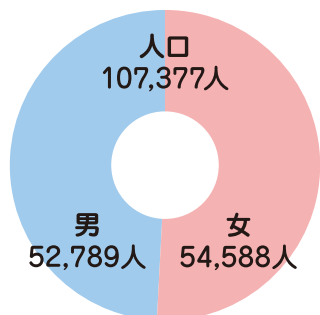


岐阜淡墨ロータリークラブより
絵本をいただきました

幼児療育センター

管内の人口と世帯数

(令和3年10月1日現在)



主な内容

- 令和3年第2回もとす広域連合議会定例会開催 2
- 表彰式及び感謝状贈呈式 2
- 令和2年度歳入歳出決算報告 3
- 老人福祉施設大和園、職員募集 4
- 療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所) 5
- 住宅改修・介護保険料減免について 6
- 介護保険と税金について 7
- 医療・介護情報検索システムについて 8

もとす広域連合議会定例会開催

令和3年第2回もとす広域連合議会定例会が、10月20日から11月1日までの13日間の会期で、本巢市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

左記のとおり議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

また、任期満了により欠員となっていた副議長について、選挙が行われ、本巢市議会選出の今枝和子議員が当選されました。

提出議案（広域連合長提出）

承認第1号 専決処分承認を求めるとについて（もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免期間を1年延長するため、条例の関係部分を改正する専決処分をしたので、これを報告し、議会の承認を求めると。

議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任について

議会選出の監査委員が欠員のため、新たに委員を選任したく、議会の同意を求めると。

議案第11号 もとす広域連合公平委員会委員の選任について

公平委員会委員3名のうち1名の委員の任期が、令和3年10月24日に満了するため、引き続き公平委員会委員として選任したく、議会の同意を求めると。

議案第12号 もとす広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法第31条の規定による服務の宣誓について、対面による署名及び押印を廃止するため、条例の改正を行うもの。

議案第13号

令和2年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号

令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号

令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号

令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億839万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3009万5千円とするもの。

議案第17号

令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億782万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5582万3千円とするもの。

議案第18号

令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1209万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1960万8千円とするもの。

提出議案（議会運営委員会提出）

発委第1号 もとす広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

多様な人材の議会への参画を促進する観点から必要な環境整備等を図るとともに、議会への請願手続きを見直し、請願者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。



もとす広域連合表彰式及び感謝状贈呈式

令和3年11月4日、藤原連合長より表彰状及び感謝状の授与を行いました。広域連合の発展のために、それぞれの活動において、積極的に尽力されました。

今後ともより一層のご活躍を祈念申し上げます。

（敬称略・順不同）

◎ **功勞表彰**（多年にわたり社会福祉の増進に尽力し、功績顕著な者）

介護認定審査会委員及び

障害支援区分認定審査会委員

佐藤 裕信

介護認定審査会委員

浅野 成央

障害支援区分認定審査会委員

林 鉄雄

◎ **善行表彰**（100万円以上の金品を広域連合に寄附した団体）

岐阜淡墨ロータリークラブ

◎ **特別感謝状**（自ら進んでボランティア活動を行い、その功績顕著な者）

服部 陽一

◎ **全国公平委員会連合会表彰**（多年にわたり公平委員会の活動に尽力した者）

大下 吉恵

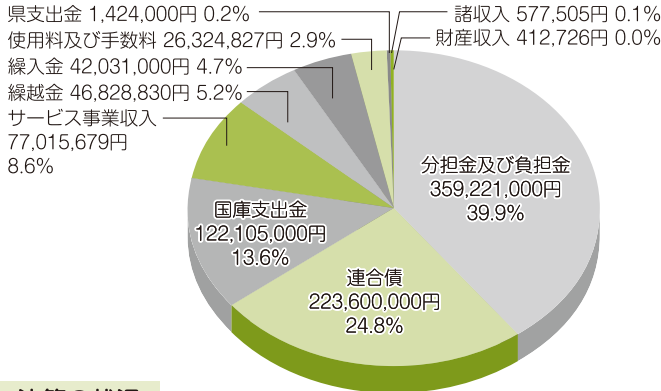


令和2年度 歳入歳出決算報告

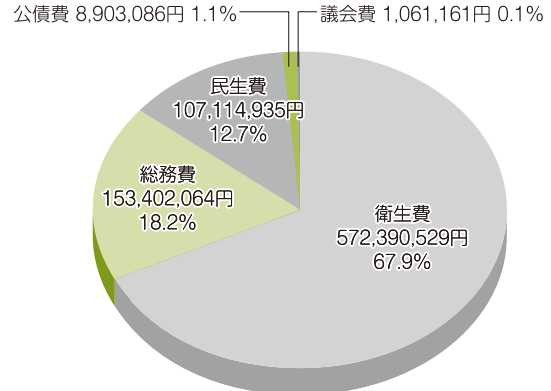
令和3年第2回もとす広域連合議会定例会において認定されました令和2年度決算について、主な概要をお知らせします。

一般会計

歳入合計 **899,540,567円**



歳出合計 **842,871,775円**



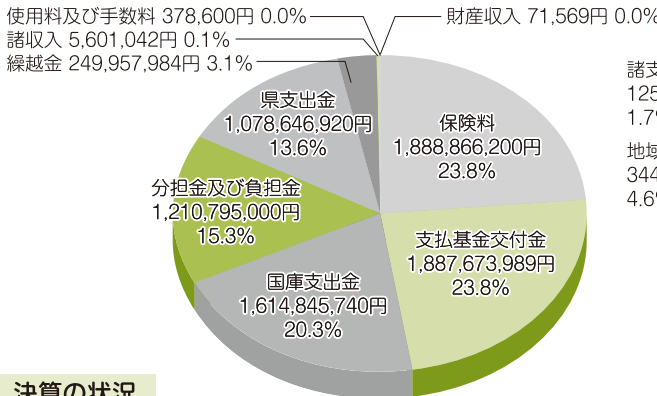
決算の状況

決算額は、歳入が899,540,567円、歳出が842,871,775円で、歳入歳出差引額は56,668,792円となりました。

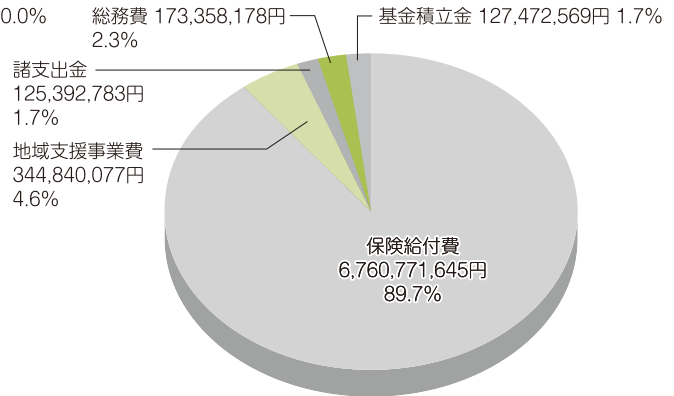
なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が101.2%で歳出が94.8%となり、翌年度への継続費通次繰越額14,223,000円を差し引いた実質収支額は42,445,792円となりました。

介護保険特別会計

歳入合計 **7,936,837,044円**



歳出合計 **7,531,835,252円**



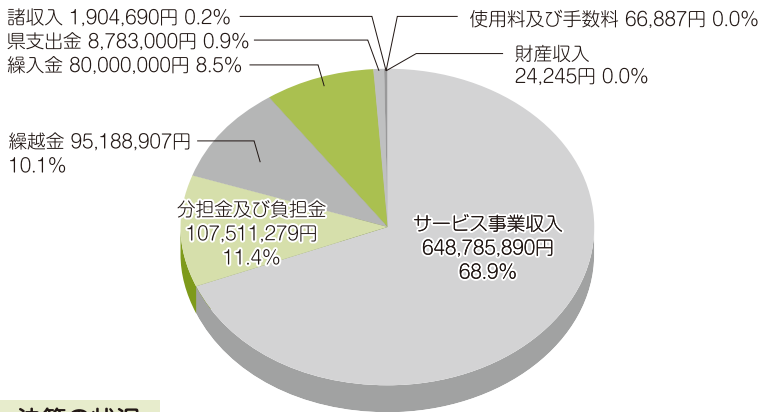
決算の状況

決算額は、歳入が7,936,837,044円、歳出が7,531,835,252円で、歳入歳出差引額は405,001,792円となりました。

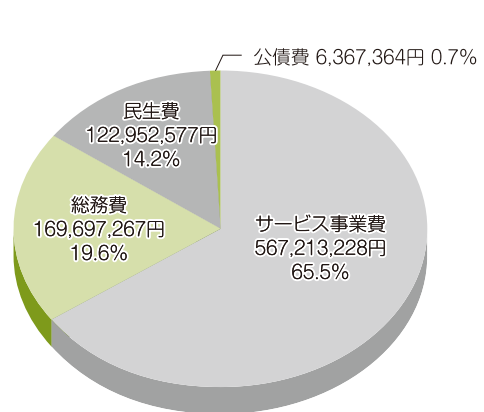
なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が99.6%で歳出が94.5%となり、実質収支額は405,001,792円となりました。

老人福祉施設特別会計

歳入合計 **942,264,898円**



歳出合計 **866,230,436円**



決算の状況

決算額は、歳入が942,264,898円、歳出が866,230,436円で、歳入歳出差引額は76,034,462円となりました。

なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が100.5%で歳出が92.3%となり、実質収支額は76,034,462円となりました。

こんにちは。老人福祉施設大和園です。

日頃より、大和園の奉仕活動にご協力いただいている皆さんをご紹介します。
いつも大和園をご支援いただきましてありがとうございます。

本巣市ライオンズクラブ



本巣赤十字奉仕団



本巣造園緑化協会



本巣民生・児童委員



～会計年度任用職員募集～

【任用期間】 任用日～令和4年3月31日（人事評価の結果により更新あり） 【職種ごとの募集人数】 若干名
【賞与】 勤務条件などにより支給 【保険】 要件を満たした場合に加入・補償 【休暇】 勤務条件に応じ有給休暇・その他休暇あり
【その他】 兼業の制限あり。詳細はお問い合わせください。※都合により募集を取りやめることがあります。

職種	勤務地	業務	資格要件等	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、日数等
① 介護職員	老人福祉施設大和園	特別養護老人ホーム又は デイサービスの介護業務	無資格	時給897円～992円	【特養】16:15～22:00のうち7時間30分 【デイ】8:00～18:00のうち4時間以上 7時間30分以下 ※勤務日数・時間は応相談
			介護初任者研修修了者 介護福祉士	時給904円～1,028円 時給911円～1,054円	
② 介護職員(準常勤)		特別養護老人ホームの 介護業務(夜勤あり)	介護初任者 研修修了者など	時給1,306円	週33時間45分(週により4日勤務、5日勤務あり) 【日勤】16:15～22:00のうち7時間30分 【夜勤】22:00～翌朝6:30 又は16:00～翌朝8:30
③ 運転手		デイサービスの 送迎業務	普通自動車免許	時給883円	週25時間(週5日) 【朝】8:00～10:00 【夕】15:00～18:00
④ 調理員	厨房の調理業務	無資格	時給1,003円	週37時間30分(週5日) 6:15～19:15のうち7時間30分	
		調理師免許	時給1,038円		

<問い合わせ・書類送付先>

①～④ 老人福祉施設大和園 経営管理係 TEL:0581-34-2555 〒501-1205 本巣市善井中島1156番地4

【試験日】 申込をされた方に後日通知します

【申込書類】 履歴書、資格を証明する書類の写し 【申込期限】 随時

こんにちは。幼児療育センターです。

幼児療育センターの建物の中には、相談支援事業所と発達支援事業所の2つの事業所があります。
今回は相談支援事業所を中心にご紹介いたします。

相談支援事業所

相談支援事業所では、お子さんの発達についての相談に応じています。



- *ことばが増えていかない。
 - *会話が成り立たない。
 - *落ち着きがなくて心配。
 - *集団での活動が苦手で参加しない。
 - *噛んだり、叩いたりトラブルが多い。
- など



まずはお気軽にご相談ください



見学の様子

相談時には、幼児療育センター内にある発達支援事業所の指導の様子を見学することが可能です。相談の際には実際の指導の様子をぜひご覧ください。

発達支援事業所

発達支援事業所では、年齢やお子さんの発達の様子に合わせて、様々な形態で療育指導を行っています。

- *未就園児指導・・・大人との1対1の関わりを通して、個々の発達を促していきます。
- *グループ指導(年少～年長)・・・グループ活動の中で、「できた!」と思える成功体験を通して自己有能感を高めながら発達を促していきます。
- *個別指導・・・お子さんの様子に合わせた課題を用意し、達成感を積み重ねながら発達を促していきます。

1人で悩まず、
まずはお電話を!

058-323-0584

(相談は無料ですが、事前の予約が必要です。)

相談後、
発達支援事業所
利用したいと思ったら。



相談支援事業所で利用計画の作成をし、各市町に「通所受給者証」発行の申請を行います。

市町から「通所受給者証」が発行されます。

発達支援事業所の利用が可能になります。

*相談を受けたら必ず発達支援事業所に通所しなければならないといったことはありません。相談のみのご利用も可能ですので、ぜひご相談ください。

2021 12月							2022 1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30	31					

診療日をお間違えないようお願いします。●・・・診療日



※当番医につきましては、もとず医師会ホームページを参照してください。
※受診時は医療保険証をお持ちください。
※薬は原則、当日分のみ処方となります。

●電話 / 058-323-0523
(診療日・時間のみ)

●場所 / 北方町北方3219-25
(北方警察署東隣)

●診療日 / 日曜日、祝日、令和4年1月3日
※1月1日は休日です。

●診療時間 / 午前9時～正午
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

●診療科目 / 内科、小児科

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

●休日急患診療所のご案内

介護保険の住宅改修を知っていますか？

「介護が必要になっても住みなれた家で暮らしたい」そのためには、介護や支援が必要になってもできる範囲で自立し、家族など介護者の負担を減らす生活環境をつくる必要があります。

介護保険では要介護認定で「要支援1・2」「要介護1～5」と認定されると、住宅改修費の給付が受けられます。

対象となる工事

- ・手すりの取り付け
 - ・段差の解消
 - ・すべり防止及び移動の円滑化のための床
または通路面の材料の変更
 - ・引き戸などへの扉の取り替え
 - ・洋式便器などへの便器の取り替え
- ※上記の工事について、20万円を上限として介護保険の負担割合により、1割、2割または3割を自己負担します。



手続きの流れ

①ケアマネジャーに相談

必ず事前に、お住まいの地域包括支援センターやケアマネジャーなどに相談しましょう。申請にはケアマネジャーなどが作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要です。

②施工業者及び見積依頼

複数の業者を比較検討することをおすすめします。同様の工事内容であっても業者によって金額が違います。提示された工事費用が適正なのか判断するためにも複数の業者に見積もりを依頼しましょう。

③保険者への事前申請

必要書類をそろえて保険者へ事前申請しましょう。

④工事の実施

事前申請の内容が介護保険の対象と認められたら工事を実施します。(申請から着工許可まで2週間程度かかります。)

⑤住宅改修費の支給申請(工事後)

必要書類をそろえて保険者へ事後申請しましょう。

住まいの専門家、建築士に住宅改修のポイントを聞いてみた!

工事の多い手すりについてお話しします。

手すりは使う人の移動する所に連続してあると安全です。使う人の握りやすい(支えやすい)太さ、材質、位置、高さ、長さを検討しましょう。取り付ける前に見本などで握った感じや太さを確認するといいですね。

手すりには想像以上の力がかかることもあります。取り付ける所の素材や下地は安全に固定できるものか施工業者や専門家に確認してもらいましょう。

使う人が使いやすいことはもちろん、家族にとっても手すりが邪魔にならないよう実際に使う所で試しながら検討することをお勧めします。

(公社)岐阜県建築士会 福祉まちづくり部会

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少等をした場合、介護保険料の減免を受けることができます。下記に該当する方は、もとす広域連合介護保険課減免申請担当までお問い合わせください。

※ホームページ(お知らせ>介護保険)でもご案内しています。

●対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病(1ヶ月以上の治療を有すると認められたもの)を負った方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のi及びiiに該当する方

i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

お問い合わせ もとす広域連合 介護保険課 減免申請担当 TEL058-320-2220



介護保険と税金について～年末調整や確定申告のために～

<介護保険料>や<介護保険で使ったサービス利用料の一部>は、所得税や住民税の申告の際に、控除の対象となります。※申告の前年1月1日から12月31日までにお支払いされたものに限りです。

●<介護保険料> ⇒ 【社会保険料控除】

自分や生計を一にする家族の負担する<介護保険料>をお支払いされると、全額【社会保険料控除】として申告ができます。 ※ご家族の介護保険料を申告する場合は、納付書、口座振替の場合に限ります。

1月下旬に、もとす広域連合から「介護保険料納付済額のお知らせ※1」を郵送します。年金機構等から送付される「公的年金の源泉徴収票※2」と併せて、申告の際にご活用ください。

※1 納付書・口座振替での納付額のみ記載 ※2 公的年金から天引きした納付額のみ記載

●<介護保険で使ったサービスの利用料の一部> ⇒ 【医療費控除】

自分や生計を一にする家族の負担する<介護サービスの利用料>をお支払いされると、支払った金額の一部を【医療費控除】として申告できます。

【医療費控除】の対象となるサービスの種類は、下記のとおりです。

注意 領収書に「医療費控除対象金額」が記載されていることを必ず確認した上で、ご申告ください。

医療費控除の対象となる居宅サービス等の種類

	居宅サービス等の種類
医療費控除の対象となる居宅サービス (医療系サービス)	(介護・予防)訪問看護 (介護・予防)訪問リハビリテーション (介護・予防)居宅療養管理指導 (介護・予防)通所リハビリテーション (介護・予防)短期入所療養介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合) 看護小規模多機能型居宅介護 (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)
上記の居宅サービスと併せて利用する場合に控除の対象となるもの (福祉系サービス)	(介護・予防)訪問介護(ホームヘルプサービス) (介護・予防)訪問入浴介護 (介護・予防)通所介護(デイサービス) (介護・予防)認知症対応型通所介護 (介護・予防)小規模多機能型居宅介護 (介護・予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る) 看護小規模多機能型居宅介護 (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) 地域密着型通所介護 地域支援事業の訪問型サービス (生活援助中心のサービスを除く) 地域支援事業の通所型サービス (生活援助中心のサービスを除く) ※(予防)訪問介護・(予防)通所介護は平成30年3月末まで

医療費控除の対象となる施設サービスの種類

施設サービスの種類
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設

医療費控除の対象とならない居宅サービス等の種類

居宅サービス等の種類
(介護・予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (介護・予防)福祉用具貸与 (介護・予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) (介護・予防)地域密着型特定施設入居者生活介護 (居宅介護・介護予防)福祉用具購入 (居宅介護・介護予防)住宅改修 訪問介護(生活援助中心型) 看護小規模多機能型居宅介護 (生活援助中心型の訪問介護の部分) 地域支援事業の訪問型サービス (生活援助中心のサービス部分) 地域支援事業の通所型サービス (生活援助中心のサービス部分) 地域支援事業の生活支援サービス

●<おむつ代> ⇒ 【医療費控除】

<おむつ代>は、【医療費控除】として申告することができます(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です)。なお、前年に<おむつ代>で【医療費控除】を申告された方で、介護保険法に基づく主治医意見書の記載で、寝たきりの状態にあることかつ尿失禁発生の可能性があることが確認できる場合には、「おむつ使用証明書」の代わりとして、もとす広域連合が確認書類を発行します。必要な方は、もとす広域連合介護保険課認定係(電話058-320-2221)までお問合せください。

《税金に関する問い合わせ》

岐阜北税務署	058-262-6131	瑞穂市税務課	058-327-4112
本巣市税務課	0581-34-5022	北方町税務課	058-323-1116

「医療・介護情報検索システム」をご利用下さい

医療・介護情報検索システムは、瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関や介護事業所の情報を検索できるウェブサイトです。地図や住所からお近くの介護サービス事業所などが検索できます。是非、ご活用ください。

パソコンから検索する場合

もとす広域連合のホームページにアクセスし、下記のバナー画像をクリック



スマートフォンなどから検索する場合



右記のQRコードを読み取りアクセス→



例えばこんなことが調べられます。

- ・介護についての相談窓口やケアプランを作成する事業所が知りたい。
- ・自宅近くのデイサービスが知りたい。
- ・施設の空き状況が知りたい。

など

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地 (瑞穂市総合センター1階) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1 (本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 (北方町役場内) 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114

発行/もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内
電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>